

大分大学医学部基礎医学画像センター死後画像検査実施細則

平成22年6月9日制定
平成22年医学部細則第1-3号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部基礎医学画像センター規程（平成22年医学部規程第1-3号）第7条第2項の規定により、大分大学医学部基礎医学画像センター（以下「センター」という。）において実施する死後画像検査（以下「検査」という。）に関し必要な事項を定める。

(検査の申込み)

第2条 検査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）は、所定の申込書をセンター長に提出しなければならない。

(申込みの受付)

第3条 前条の申込みがあったときは、センター長は、教育及び研究に支障がない場合に限りこれを受け付けるものとする。

(検査料)

第4条 依頼者は、別に定める検査料を前納しなければならない。ただし、国の機関、公社、公庫、公団等政府関係機関又は地方公共団体からの申込みを受け付ける場合であって、この細則によりがたいときは、この限りでない。

2 既納の検査料は、いかなる理由があっても返還しない。

(結果の通知)

第5条 検査を完了したときは、センター長はその結果を依頼者に通知するものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成22年医学部細則第1-3号）

この細則は、平成22年6月9日から施行する。

附 則（平成28年医学部細則第1-1号）

この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和元年医学部細則第1-1号）

この内規は、令和元年8月28日から施行する。